

# 税理士紹介ローン

平成 26 年 2 月 17 日現在

商 品 名(愛称名)	まるせい税理士ご紹介ローン
特 徴	本商品は担保、第三者保証人に過度な依存をすることなく、地域内税理士または公認会計士と一体となって中小企業者に対して円滑な資金供給を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的としております
ご利用いただける方	次のすべてを満たす先 (1)税理士または公認会計士から紹介された先 (2)同一事業を3年以上営んでいる法人及び個人事業者 (3)直近決算期に於いて債務超過でない
お使いみち	事業に使用する運転資金、または設備購入資金 ただし、自金庫旧債借り換えは不可とします。
ご融資限度額	運転資金、設備資金とも、それぞれ 100 万円以上 1,000 万円まで(10 万円単位)
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等返済 据置および最終回増額返済はできません。
ご利用期間	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内
ご融資利率	変動金利(地銀短期プライムレート連動金利)とし、年利率は融資期間ごとに次の通りとなります。 (1)5 年以内 地銀短期プライムレート + 1.500% (2)5 年超7年以内 地銀短期プライムレート + 1.700%
優遇金利	(1)税理士または公認会計士紹介により、0.5%の金利優遇をします。 (2)最大 1.500%までの金利優遇を受けられる場合があります。
担 保	原則不要です。ただし、すでに根抵当権が設定してある先が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
徴求書類	本商品の審査にあたっては、つぎの書類を徴求させていただきます。 (1)税理士または公認会計士の紹介状。 (2)完備された直近2期の決算申告書の写し。 (3)設備購入資金の場合は、見積書・請負契約書など資金用途および金額確認資料。 (4)優遇金利適用該当先は「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に定める書面」「経営革新支援法・中小企業創造活動促進法の認定書」ほか
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他の参考事項	(1)お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。 (2)金利、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい。

(1/1)

融-3